

# 市庁舎整備に関する調査特別委員会

## (第 16 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 12 月 16 日 (月)		
開 会	午後 4 時 16 分	閉 会	午後 5 時 36 分
場 所	6 階 全員協議会室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒田 洋太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福井 一朗 (兼) 庁 舎 整 備 局 主 幹		
傍 聴 者	3 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午後4時16分 開会

◆**中西照典 委員長** それでは、ちょっとおくれましたけども、時間になりましたので、市庁舎整備に関する調査特別委員会第16回目を開会させていただきます。

内容は、先回、一般質問の関係で延期されておりました請願審査であります。平成25年請願第9号、鳥取市庁舎整備に関する請願についてであります。委員の方からそれぞれ御意見をいただきたいと思っております。

では、よろしくお願ひします。

どうですか。待ちくたびれたというわけじゃないですね、それぞれ意見を言ってもらわんと進みませんので。

じゃあ、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** この請願の中身を読ませていただいて、私の立場としてはね、一般質問でも言いましたけど、大体そもそも新築移転ということを出してくること自体がおかしいということで、私は撤回すべきだという立場なのですが、その立場からこの請願の中身を見たときに、やっぱりここに書かれているようにね、市長は市長選への出馬を断念したことを明らかにされました。これは全体構想を含め、平成26年度以降、具体化する市庁舎整備については一切の責任ある立場に立つことを放棄されたものにほかなりませんというふうに書かれてあるのですけれども、私もこれに賛同します。

それで、これを、下に書かれている請願理由を読んでみても、請願者が訴えたい、主張したいという中身は理解をできるので、私はそういうふうこれを読んで思ったんですけども、何かちょっとおかしいん違うかとかね、ここはどうなんだという意見というか、そういうものがほかの委員の方であれば、ちょっとそれを教えていただきたいなと思っております。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員です。

ほかに。それぞれの立場から。

じゃあ、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 私は、今、伊藤委員が言われたこととは全く反対の立場でこの請願の中身を読ませていただきました。

市長が出馬を断念したということで市庁舎整備そのものが放棄されたということは、私はないと思いますね。私は一般質問で、確かに市長の政治姿勢ということを読んだ経緯がありますけども、それは後で高見議員のほうから質問が出ていましたけれども、いわゆる市民の暮らしを守るための事業の継続性ということにおいて、市長の政治姿勢はどうなんだということを質問したつもりでございましたけども、そういった意味から、たとえ市長が出馬を断念した、市長がかわったといっても、これまで議会が長きにわたって議論をしてきた経緯であるとか、またこの庁舎整備の市民の多くの皆さんからの意見、そういったことも踏まえて、今、議会として市庁舎についての整備計画というものを着実に進めている段階にあると私は理解しておりますので、全体構想そのものを凍結するというようなことはあってはならないというふうに思いますし、また、前回の委員会の際に中西委員長のほうから説明もあったとおり、やはり議

会として提案権なり執行権に対して、私たちがそこの部分を踏まえてしっかり議論をしていかなければ、この請願の中身というのを間違えて捉えてしまう結果になりかねないと、こういうふうに思っております。以上です。

◆中西照典 委員長 そのほかに。どうですか。

皆さんそれぞれちょっと一言ずつね、つまりこれは今までの、いけば構図としては大体似たようなところの主張があると思います。ですから、それぞれの思いを述べていただければと思いますけれども、賛成、反対の立場です、討論ではありませんけど、決して。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 私は、凍結すべきという、この問題に強く反対するものでして、この流れからいいまして、この問題については住民投票の結果の後、庁舎特別委員会、また条例に基づいた専門家委員会、いろいろ市民の声等、いろいろ入れて、その結果、いろいろまちづくりや防災、市民サービス、こういう面でまた専門家の推進本部、これは市長部局での各担当部局で検討され、やられたものでもあります。それとまた、この前の市民政策コメントのほうの結果、パブリックコメントですが、ずっと全部ちょっと目を通してみましたが、この問題につきましても、ほとんど、80何件が1号のほうの案ですか、そういうことが支持されておまして、この喫緊な課題、この問題を推進すべきということが出ております。

また、別個に119件というのがまだ、4案のうちの支持するというのみということで、116件、そのうち支持されとるとということもございます。その辺の中身を見ても、とにかくこの喫緊の課題、我々が、議会が執行部側にボールを投げて、検討してくださいということになっていますので、この喫緊の課題を推進すべきだと思います。

◆中西照典 委員長 そのほか。

下村委員。

◆下村佳弘 委員 先回、委員長のほうから、この請願がどういうふうになっても従う義務はないというような説明がありました。私が考えるのは、やはり提案権の侵害になるようなおそれのあることを安易に採択、不採択というようなことは望まないわけですね、私は。逆の立場からいけば、行政から議会に、議会の権能を侵すようなことを要請された場合はやっぱりはねつきますよね。そういうこともありますし、また、こういう請願を自分が気に入らないからといって一々出してくるということになれば、これが採択された場合には、提案権、当然のことながら、義務はないとは言いながら制限されますよね。そういうことはすべきじゃないんだというふうに思うわけです。そういった意味から、これは安易にここで採択しようとか不採択しようとかいうようなことはちょっと、今の時点では避けるべきじゃないかなとやっぱり思いますね。

◆中西照典 委員長 ちょっと確認です。避けるべきでないかというのは、審議を延ばすというのか、それともそういう趣旨を提案者に説明して考えていただくと、どういう意味ですかね。

◆下村佳弘 委員 できればそういうことをやっぱり、これは前例になりますしね、取り下げただけならば本当はいいなと僕は思っていますし、委員長がどうしても採決をするといえ、それなりに対応するわけですけども、今の時点でこのことが、状態が変わるといふふうには思えな

いわけですし、これを今回、次、まだ3月の議会があるわけですが、採択、不採択という  
ようなことではっきり決めてしまうというようなことは、どちらにとっても得策じゃないんじ  
ゃないかというふうに思います。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 まず、先ほど聞いてて非常に気になるのは、一市民が自分が気に入らないから  
請願を出してくるようなことというのは、それはやっぱりちょっと表現として不適切じゃない  
かと思うんです。それで、まず気に入るとか入らないとかということですね、意見の違いは確か  
にあると、それはありますよね。意見の違いはあるけれど、単に気に入るとか入らないとかと  
いうことで出てきたこの請願ではないと思っておりますし、いま一つは、請願権というのはや  
っぱり憲法でも保障された、これ権利ですからね、やっぱり……。

◆中西照典 委員長 棕田委員、ちょっとそれはね、遮るんじゃないしに、下村さんの言っているこ  
とに対してのではないですね、一般論ですね、その請願権といったようなのは。下村さんは、  
そこまでのことは言っておられないようですからね、ちょっと誤解を生むから、ちょっと言っ  
ときます。

◆棕田昇一 委員 はい。ですから、そういうことですから、請願というのはね、やっぱりちゃん  
と認められた請願権ということですから、まずそれはしっかり踏まえておく必要があるだろう  
というのが1点ですね。

もう1点は、継続性ということが言われますけれど、もちろん継続性を全般否定するわけ  
ではもちろんないわけで、しかしながら、やっぱり市長にしても我々議員にしても、4年に1度、  
選挙で市民の審判を受けるわけでありますから、それを継続性だからということを書いてい  
たら、全てその前任者がやってきたことを継続して進めていかないけんということになってい  
ってしまうわけでありまして、まさにこの請願書に書いてあるような、もう復唱しませんけれど、  
その請願趣旨にあるように、もう4カ月後には選挙で政策の判断を市民に問うと、こういうこ  
とがあるわけでありますから、なおかつ今回の場合には現市長が今進めていることを掲げて選  
挙をするということではなくて、もう不出馬ということでありますから、そのことは成り立た  
ないのではないかと。やっぱりこの請願は請願でどうなのかということで、しっかりと判断を  
していかないかんことだというふうに思っております。以上です。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 私は、反対の立場で意見を言わせていただきます。

まず、先ほど提案権に対する侵害というような部分での発言があったように思いますけども、  
それがあるとするならば、この部分はなおさら不採択とせざるを得ないというふうに思います  
けども、それを踏まえてということではありませんけど、私なりには、この特別委員会の成り  
立ちといいますか、これ自体は、議会発議で特別委員会は設置したものでありますし、市長の  
諮問機関でこの委員会はあるわけではありませんし、独自に庁舎整備のあり方を調査しよう  
ということを進めてきておる部分です。そういった中で3次、我々は4次ということになるの  
ですけども、3次の特別委員会の中では方向は出せないということ、そして2号案は実現不可能  
という中で、条件なしで執行部に改めて提案をしろということボールを返したという状況。

それを踏まえて、専門家委員会の皆さんがいろいろ御議論をいただく中で、そういったもの、そしてパブリックコメント、いろいろいただきました。そういった部分を踏まえて4案ということで執行部が提案をしてきた。これは我々が真摯に、執行部に出した条件を全部クリアした中で、執行部は予断もなし、この4つの案の中を基本的な考え方として条件をそろえて、積算根拠もそろえて、こういった比較をしたらこういったことになりましたということで、執行部は資料として素案を上げてきたということ。これに関して我々はやっぱり真摯にこの4つの案に関して向き合っ、本来の庁舎のあり方がどうだということを結論づけていく必要があるというふうに思います。

これは次回の市長がどなたにかわろうが、何らそれに影響されるものでもありませんし、我々の議論を踏まえた結果の中でこの4案が出ておるわけですから、この4案の中である程度の議論を進めていって特別委員会の方向を出すことによって、新しい市長もその部分に関しての考え方というものはおのずと見やすくなっていくというふうに思いますし、何ら後戻りする議論ではないと私は思いますので、直ちにこの特別委員会の議論をとめてというようなことはあり得ない。改めてとにかく任期ある、任期ということは必要ないかもしれませんが、今期3月いっぱい、特別委員会の中で持てる機会があれば、そのたびごとにやはり特別委員会として一歩でも進めていって特別委員会の方向性を示すというのが我々に課せられた義務ではないかなというふうに思っておりますので、この請願に対して私は反対という立場で言わせていただきます。以上です。

◆中西照典 委員長 じゃあ、橋尾委員、どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 前回の委員会でこの請願の審査をする日程だったのですが、ちょっと私の一般質問が終わってからにしてくださいということできょうの審議になったわけですが、私もこの間の一般質問をやらせていただいて、市長に再度確認という意味で住民投票に対する認識であるとか、あるいは位置条例に対する認識、それからやはり住民投票の流れの中で、こういう提案をされるのであれば行政ルールに基づいてやられたらどうかとか、あるいは全体構想の今後の取り扱いをどうするのかというような、いろんな角度で質疑をいたしました。

その中で、私はこの請願に賛成の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、この間の質疑のやりとりをしていく中で、私は改めて鳥取市長の市政運営に対する認識、それからやっぱり市長という職責の立場に立つ人ではないというふうな判断をさせていただきました。と申しますのは、今回の全体構想の素案を発表されたわけですが、来年の市長選挙には出てこない。いけば来年度以降の審議において責任を一切持たないという態度を表明された。そうであるなら、私は政治家として、やはりこの問題については次の新たな鳥取市のリーダーに判断を委ねるという立場をとられるのが政治家としての選ぶ道であろうと思いますし、やはりそういう道義的責任を感じていただきたいという思いを強くしております。

先ほど有松委員のほうから、この特別委員会は独立した組織であるからという発言がありました。当然私はそれを正しいと思っていますし、特別委員会としてこれから審議を重ねるのは、別の審議の重ね方があると思いますし、独立した機関ですから委員みんなで話をして、どういう対応をとるのがいいのかということは別の問題であると思っております。

ただ、この請願については、この中身に書いてありますように、一切の責任ある立場に立つことを放棄されたとか、あるいは今でさえこれだけ混乱した鳥取市を一層混乱に陥れることになりかねません。この心配、危惧というのはあろうかと思えます。やっぱりそういうことも含めて、私はこの請願を了とさせていただきたい、このように申し上げておきます。

それともう1点、この間の質疑応答の中でもあったのですが、市長が非常に後づけの理論をおっしゃる。例えば住民投票にかけた内容が、やはり市民の判断をするに当たって情報が不十分であった、熟議が足りなかった。これは、ここにおられる中西委員長が議長、それから下村委員が副議長、それで各会派の各会長が出て全会一致で決めた条例案であります。こういうこと、それから特別委員会で実現できない内容を選択肢として発表されたと。じゃあ、問題があるのであればということに変更案もつくった。それで、仮に問題をどういう形で解決すれば、この耐震改修及び一部増築案というものが実現できるのかできないのか、そういう検証もまだまだするべきだというふうに思いますし、やはり議会と市長といますか、執行部との考え方に非常に大きな、まだ乖離というか、溝があります。やはりこういうことを議論して詰めていく、縮めていく、そういう努力が我々特別委員会に求められておるのだらうというふうに思います。そういう混乱を避ける意味でも、今回出された請願の趣旨は、その御心配されている思いというのはよくわかりますし、この請願を了といたします。

- ◆中西照典 委員長 ちょっと吉田さん。一人ずつ、じゃあ最後、吉田さん、ちょっと。副委員長、お願いします。
- ◆吉田博幸 副委員長 突然不出馬というようなことを市長のほうに言われたわけですけども、一応の成果もあろうし、がっかりしとられたところもあるかもしらんけども、まずは継続審査にして、ちいと頭を冷やしもって結論を出していくというようなことでええじゃないかと思っております。
- ◆中西照典 委員長 じゃあ、あれですけど……。  
有松委員。
- ◆有松数紀 委員 委員間討議とかいう部類に入ってもええんですかね。
- ◆中西照典 委員長 してください。やはり委員間の中でもいいですし、他の考えでもいいですの  
で。どうぞ。
- ◆有松数紀 委員 橋尾委員にお尋ねをしたいのですが、首長が、現職が市長選挙に出ないということを受けて、新しい首長が決まるまではという、これは願意ですし、そういったことを踏まえて特別委員会は議論するべきだということですが、そういった議論になりますと、これまで執行部が積み上げてきたこのデータ、この4案、これは全部ほごになるのでしょうか。さらからまた検討し直すということになるのでしょうか。ここら辺に関しては、橋尾委員はどういうお考えをお持ちなのでしょう。
- ◆中西照典 委員長 橋尾委員。
- ◆橋尾泰博 委員 これはもう特別委員会の委員の皆さんとの協議の中で話し合うことというのは決めていけばいいと思うのですが、少なくともこの間私が質疑をさせていただいて、私の認識、あるいは議会と市長との間に認識の面で非常にずれがあると。やはりこれをまず埋めない

ことには、なかなか審議に入れないのだろうなというふうに思います。

それと、この全体構想の素案についても、執行部取りまとめで出されました。が、この特別委員会でこの全体構想の素案というものの中身を実際協議したのかといたら、まだまだその段階に至ってない。

それで、来年の春から先には市長の職責をおりられる、放棄をされる、いわば来年の4月以降からは一切責任を持たれない。そういう中で、じゃあ我々特別委員会はどうするのか。じゃあ、全体構想のこの4案、我々特別委員会として、出されたものの中で本当にどの案がいいのか悪いのか、あるいは今まで積み上げてきた経過の中で、先ほど有松委員は第3次の特別委員会で方向性を示さずに第4次に来たということをおっしゃっただけで、第3次の特別委員会は、住民投票の結果に基づいて2号案をどういう形で実現するかという議論から入って、それでできない部分が出てきた。それで住民投票の結果を尊重して変更案というものをつくってきたのですが、その過程の中でね、日本設計さんが、この金額であれば現在地での新築も可能性があると報告をされて、これは業務委託した内容ではないのですが、せっかくその報告が出てきたので、それも報告書の中に入れようと。

それで、縛りを入れないという言葉で玉を執行部に投げたと言いますが、それは現在地での耐震改修及び一部増築案というものと、それから現在地での新築も可能性があると参考意見、それを耐震改修及び一部増築案1本で方向性を示す、縛りを入れるのではなくして、もっと執行部が玉を投げ返して検討して、どういう案が出てくるか、特別委員会としても待ちましようという、それが出てきてから話をしましようということであったのであって、そういう意味で、私の認識からすれば、今回のこの構想案の中でも、費用を少なくしてほしいとか、あるいは財政的に許す範囲でできるだけ機能を充実してほしいという市民アンケートをやった市民の意識調査が明らかになった。これを、この2つの条件で市立病院跡地に新築移転するという、私は根拠というのはちょっと飛躍し過ぎだなあと。やはり現在地でのこの2つの条件を念頭に入れた計画というものを執行部としては出されるべきだと。だから、やっぱりそういう議論もまだまだ私は足りてないというふうに思っております。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 橋尾委員、私が尋ねたことにストレートに返してくださいよ。話がちょっと、何の話をしていたのかなと思うぐらいの話になってきますけども、いずれにしてもね、現在地で耐震改修、そして一部増築という案もこの中に入っておるのですよね、金額は違いますが、できなかったということを受けて、ある程度今までに出てきた候補の案がこの4案の中に含まれてきているわけです。そして、いろんなデータを条件整備、そろえて比較対照ができるように、これまで執行部が積み上げてきたのです。これが無駄になるのか、無駄にするのかということをお尋ねしているのです、新しい首長がかわったことで。

何か変わりますか。私は、変わらないから特別委員会としては粛々と、この案が本当にどの部分がいいのか、最終的には多少違ってくるかもしれませんが、考え方の方向性はこの4案に網羅されていると私は思いますし、我々が委員会として、議会として議論してきたことは、この中に全部入っていると思いますよ。それを否定して直ちにとめようという考え方は、私は

賛成できないと言っているのです。だから、新たな首長がかわつたらこういう資料は全部なくなって、また一から調査し直して、また我々がそれを受けて調査をするというようなことになるのかということをお尋ねしているのです。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私、この間も質疑で市長とやったのですけどね、2号案が抹殺されるという発言をしました。こういう発言をしたのは、住民投票にかけた2号案、耐震改修及び一部増築案、市民の皆さんが考えられたこの案というのはね、今回出されておる2号案と、あれだったかな、3号案かな、これとは明らかに違うわけですよ、哲学、理念が。だから、これは比較対照するためにこういう執行部の推進本部がつくってくれたのだけでも、やはりその住民投票にかけた、その理念、哲学というものを明確にしていくべきだと私は思っています。だから、当然これをゼロにするとか、放棄するとか、没にするとかという気持ちはありません。だから、特別委員会というのは独立した機関だから、委員の皆さんで協議をして、執行部とは違う方向性であっても私は構わんと思うのですよ、議論する……

(「もう一遍」と呼ぶ者あり)

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 そうであるならね、この中での案にある程度含まれた部分、2号案の理念がどうだったかというのは、ちょっと私にはわかり知れないところもありますけども、勉強不足のところもありますけども、この中に考え方の大部分は含まれてきておる。その部分で違うところがあれば、その部分を踏まえて特別委員会として鳥取市の新しい庁舎はどうあるべきという方向を少しでも議論をして前に進めるというのが我々の役目ではないかと思うのですよね。さっき言われたように、これを全部ほごにするものではないと言われるのであれば、我々はその部分を粛々とこの部分で詰めていく、そして新しい首長が決まったら、議会の方向性も踏まえて、また考え方を示す。そうでないと、もう今まで何年もかけてやってきた議論を議会が全部否定するということになりませんか。私はそんなことはできないと思っています。以上です。

◆中西照典 委員長 ちょっと、じゃあ桑田委員。

◆桑田達也 委員 ちょっと何かお二人の議員間討論というか、議論を妨げるようなことかもしれませんけども、今、委員長のもとでこの請願の審査をしているわけですので、あくまでこの請願の文面審査をしっかりとやらなくてはいけないと思っておりますが、私は、この文面を見る限り、何か断片的なことだけを捉えた文面で、これまでの議会の審議内容ということを何か棚に上げたような内容だなあというふうに思っておるのですが、この市長の政治家としての判断と、また我々が議会議員としての庁舎整備に関しての判断というのが、私たちの立場でいえば、異なると当然だと思うのですね。

第1回の庁舎の特別委員会、これは私も委員のメンバーでしたし、橋尾委員もそうだったと思いますが、あのときは耐震改修ということで特別委員会が始まったのですが、議会の側から新築という問題を定義させていただいて、最終的には第1回は新築統合という結論に導いたと思いますが、そこから現在までずっと営々この特別委員会、議会の流れというものは続いて

いるわけでした、その都度、一つ一つ断片的に判断をしていけば、私たち議会の行ってきた審議というものが、何かその都度変わってしまうようでは、市民に対しての説明もつかないというふうに思うわけです。

ここの文面の中には、市長がかわれば整備方針も変わる可能性があって、混迷してきた鳥取市を一層混乱に陥れることになりかねませんとあるのですが、逆に言えばね、市長がかわれば整備方針が変わることのほうが、やはり議会の議論そのものにも疑問を呈さないといけないという話にもなるし、市民にも混乱を招きかねない、こういうふうに思うわけです。ですから、議会とすれば、市長の政治判断がどうあれ、議会がこれまで重ねてきた議論に基づいてきっちりこの特別委員会の中で、この請願についても判断をしていかないと、それこそ市民に対しての説明責任、議会としての説明責任が私はつかないというふうに思います。継続性という意味も、そういった意味で捉えれば、当然ながら鳥取市議会として、特別委員会として、鳥取市民の生活を考える上で一つの事業の継続性というのは当然あってしかるべきだと、私はそういうふうに思います。ですから、私はこれは採択にはふさわしくない、不採択の立場を表明させていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと初めのほうに有松委員さんのほうから4つの案に向き合ってやっていけばいいというね、この特別委員会は。そういう発言があったのですけれども、市長は4つの案を比べてね、それで整備案1ということで新築移転の1のほうを自分の任期の間、頑張ってやっていくというようなことを言われているわけですね。だから、市としては、もう整備案1のほうで向かっていくということが出ているわけなので、私はやっぱり、それはまずはとめといて、請願の趣旨を酌んでね、そこはとめとかないと、市長はこっちに向かっていくわ、議会は4つの案で向き合ってやっていけばいいやっというのはちょっと、なかなか成り立たない論理じゃないかなと私は思っていますね。だから、その4つの案に向き合ってやるのだったら、なおさら市長をとめとかないと議論できないじゃないかなと思いました。

それと、あと桑田委員さんの議会のこれまでの議論を重ねてきた、そのことですね。それを踏まえて事業の継続性ということも言われましたけど、やっぱりこの間、議会を振り返ってみたらね、決して共通認識で来たわけではないと私は思っていますので、議会の中でね。そのことがちゃんと本当に議会として一丸となって一つの共通認識でここまで来たのだったら、恐らく今もめてないと思うのですが、やっぱりそこができてない以上は、やはりその話もね、桑田委員さんの御意見も、なかなかちょっと私には受けとめられないことなのです。

だから、やっぱりこの請願を、私はね、この請願を本当に審査しようと思えば、本当に議会がこれまでとってきた態度であったり、市長が本当にさんざん住民投票に対して問題があったって言われていますけど、本当にそれについてどうだったんかとかね、やっぱりいろんなことを議会として議論して、本当に総括しないと、私はちょっとなかなか議会として本当に責任のある、すっきりとしたことにはならないと思っていますのですが、でも、今の時点でいえばね、やっぱりとにかく市長が出馬をしないとされたので、市民の感情からすれば、そんな無駄な仕事はしないでほしいと、どうせ市長選になって、どなたが市長になるかわからないのだし、

この先どうなるかもわからないのだから、とにかくとめてほしいという純粋な思いだと思いますので、そこは受けとめていただきたいなと思います。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 ちょっと1点、伊藤委員さんにお尋ねしたいと思いますが、第3次の特別委員会、委員長報告、伊藤委員の。当然議会ですから、いろんな意見が交わされる、意見の食い違いということもあって当然だと思うのです。けども、一つの委員会として結論に導いたことは、私たちはやっぱり議会として、これは認めるべきことは認めない、いつまでたっても、私は反対だから特別委員会で決まったことも、また委員長報告にあったことも、また振り出しに戻って反対ですよということにはならない。この3次の委員長報告の中には、市庁舎整備というのは喫緊の課題だし、これからも市民の意見を取り入れて、そして議会として調査研究を図っていくのだということがうたわれていましたね。このことについて伊藤委員は喫緊の課題ということ、それから市民の意見をこれからも取り入れながら、この市民に必要な庁舎整備を議会として調査研究を進めていくのだと。要は今、この3・11以降、全国でこの庁舎の問題というのは大きく議論されておるし、そして私たちもそれを否定、市庁舎の役割ということを否定される立場ではないと思うのですよね、市民生活を守る上で。そうしたときに、果たして今、この庁舎整備の問題を市長の政治家としての判断という1点だけで、私たち議員が市民生活の上で最も大切などと言い切った、議会としてですよ、凍結をするということが本当にふさわしいのかどうなのか、伊藤委員はどういうふうに考えられますか。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 あのね、市長の今やっていることをとめても、私は議会として十分議論はできると思っているんです。だから、全然この請願どおりにこれを例えば議会で採択して市長に今、新築移転のほうですね、あれを進めていることをやめなさいと、それにかかわる事業をやめなさいと言っても、議会として例えば機能であるとか防災面であるとかいろんなことね、そういうことは十分私は議論できると思っているんで、決して市民のために不利になるとかね、おろそかにするとは思ってないのです。

◆中西照典 委員長 ちょっと待ってね。

ちょっと一つ、この中で議論できるのだけど、議論はできても、それは全く素人の話になるので、やっぱりそこには執行部は当然、執行部に先ほど言われたように調査させたりとか、そういうことは必要だと思うから、ここだけでみんなで作ったって多分いけないというのは、ちょっと僕は疑問に思ったところです。わかりますか。

◆伊藤幾子 委員 それはわかります。

◆中西照典 委員長 だから、ちょっとそれだけ。

次、じゃあ、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 さっき桑田委員が新築の問題を取り上げておっしゃったのだけど、やはり問題点を整理する上でね、やはり新築と新築移転とは明らかに問題が違うというところから整理していかないかんですけども、今までの流れのことをあんまり言いたくないのだけど、22年の11月、我々が選挙するとき、4,000人に市民アンケートをしました。このときにもね、あれですよ、例

えば市役所が移転をした場合、ここの跡の利活用は何ですかと。いけば、もう新築ありきの市民アンケートをされた。そしてね、23年の2月には候補地として駅周辺ということが出てきた。そして23年の6月に市立病院跡地に新築移転するのだと市長のほうで判断をされた。

それでね、この間の質疑の中で、そのときになぜ位置条例を出さなかったという質問をしたのだが、そのときは、まだ候補地の段階で、まだ位置条例をかける状況にはなかったと、そういう逃げの答弁をされたのだが、その2カ月前の4月にはね、もう日本設計に基本計画の発注契約をして、その年の10月には基本計画が出ているわけですよ。ねえ。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、済みませんけど、結論に行ってください、結論のほうに。

◆橋尾泰博 委員 それでね、私はやっぱりその時点で位置条例を出されるべきで、それを出されないから住民投票を求める請求があって、それで、これじゃあいかんということで、議会としてね、それでは対案をつくって住民投票をやろうとって、中西座長を中心として、あの深夜の議論をしたわけですよ。

けども、今回のこの全体構想の発表ではね、その住民投票条例案を出した情報が不十分だったと、もう住民投票の段階から執行部は否定しているわけですよ。やっぱりそういうことを勘案していけば、それと第3次の、私が委員長をやったときには云々ということをおっしゃったけども、じゃあ、あの7カ月の中でね、新築移転の議論をしましたか、1時間でも。ちょっと我々は……。

◆中西照典 委員長 結論を言ってください。何を言ったら、ちょっと僕も理解、どの線でいったらちょっと理解できないから、ここがどうだと……。

◆橋尾泰博 委員 いやいや、桑田委員の組み立てに対して、そこを、問題点を整理しとかないと議論が深まらんとって言うているのだけど、3次のね……

(発言する者あり)

◆中西照典 委員長 じゃあ、ちょっと整理して。

◆桑田達也 委員 3次の特別委員会については、これは耐震改修に関する調査特別委員会ですから、住民投票で選ばれた耐震改修について橋尾委員長のもとで審議を重ねて、この実現は困難という委員長報告まで導いたわけです。ここは間違いなくて、何も新築移転のことを議論する特別委員会ではなかったわけですね。

ちょっと流れということで一つ一つね……。

◆中西照典 委員長 簡潔に。

◆桑田達也 委員 はい。流れを振り返って言えば膨大な時間がかかるので、いずれにしても、私は一つ一つこれまでの議会の審議、そして予算に関する議決、さまざまなものを経て、そして全体構想にまで議会が要は導いてきた一つの結論であることには間違いはないと思うのですよ。その中身を、経過を、言ってみればおざなりにして、そして今回のこの請願書については、市長の政治判断というところから掘り起こしてきて、この文章ができ上がっているわけですから、ですから、私が先ほど申し上げましたように、断片的に捉えてはいけないと。今、市長が政治判断をして市長を、次の出馬を断念したから、だから全体構想は凍結しなさいという結論の導き方は、私はこれは、議会としてはやはり理解できないというふうに言っているわけだし

て、今までの議会のずうっと流れを言っているのじゃなくて、一つ一つ私たちが、議会が議決も経ながら、賛同も得ながら、場合によっては、3次の委員長報告については全会一致で質疑もなく次のステージに移った結果、全体構想が今出ているわけですから、そのところを理解しなければ、また一つの問題点、市長の不出馬という問題点を捉えて、また過去にまでさかのぼって議論するというようなことは、これは非常に市民にとってもわかりにくいし、議会のこれまで歩んできた議論に反する、そういうふうには私は思います。以上です。

◆中西照典 委員長 ちょっといいですか。

それぞれ意見があるのは、ちょっと委員長から二、三、皆さんに考えていただきたいことがあります。

一つは、8月26日に出されました市庁舎整備に関する請願は、どうであれ、市庁舎整備が喫緊な課題として取り組まなければならない問題であるということで、そこで請願は不採択になりました。

それと、もう一つ考えていただきたいのは、この間言いましたように、この請願を例えば可決されても、執行部は、この間の一般質問からすると、市長はどうも進められる方向の意見を出しておられます。どういうふうに進められるのか。ただ、この議会はあくまでもチェック機関、監視機関でありますので、ここで我々はこれから在任中どう進められるかわかりませんが、そのことを議会がチェックせんといけんと。だから、私は特に委員会としてはそのことも注意して、注意じゃない、それはまた大きな問題でありますので、皆さんに協力していただきたいと思うところであります。あと……。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 当然ね、市庁舎整備は喫緊の課題という認識はもう十分あります。それで、これもまたね、素人っていうふうになんか言われるかもしれないんですけど、例えばね、この請願が採択されました。それによって今、市長がやろうとしている全体構想推進のためのいろんな動き、それをとめました。そしたら、この委員会でも、例えばいろいろ議論したいけども執行部にはそういう調査もさせられないようになるよっていうのが委員長の言いたかったことですよ。だけど……。

◆中西照典 委員長 ちょっと、あのね、それはこちらからすればいいからできるのだけど、こちらとは違った、させないと言っているのに違った方向で進み出したときに、我々はどうしてチェックするのですか。それは、向こうは法的義務はないわけですから、私は任期中、こういうふうにいけますよって言われて出たときに、案を、極端な話、議会を無視して自分のこれから進めようということで市民へいろんなときに出されたときに、議会はどこでチェックできるのですかということです。だから、私はあくまで我々はチェック機関だから、絶えず報告をさせて、それはどうだこうだということを、そういう権能をなくしてはいけないのじゃないかという心配を私は持っているということです。

どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 そしたらね、この請願を採択しても、しても市長が勝手にやりたいことをどんどんやっていったら、議会としてはもうチェックできんということ……。

- ◆中西照典 委員長 可能性がある。
- ◆伊藤幾子 委員 可能性がある。何でそれができなくなるのかが、済みません、私わからない。だって委員会を開けばしまいなことじゃないですか。
- ◆中西照典 委員長 委員会を、だからこちらは委員会を開くって、委員会に、だって報告しなかったら何にもできませんが。わかりますか。つまり、進めるなど言っても、執行部は、いやいや、私たちは、私はこれを信じるから進めますよといったときに、委員会はどうするのですか。委員会と議会は。
- はい。
- ◆伊藤幾子 委員 これ、仮定の話になっているのでちょっとあれですけど、もしそういうことになったらね、当然市民の反感も出るでしょうし、絶対おかしいという声も上がってくるわけですから、議会がそんな指くわえて見ているような状況には私はならないと思いますので、そこまでのことは考えなくてもいいのかなと思います。
- ◆中西照典 委員長 ちょっとね、僕が一番心配するのはそこなのですよ。この議会がね、考えなくてもいいとかじゃなしに、市長は一般質問の、例えば橋尾委員が言われとる、いろんな方が言われても、任期は全うすると。特に庁舎のことについては進めていきたいということをおっしゃられますよね。で、私が心配するのは、ここはたとえ採択してとめろと言っても、それは先ほど言ったように法的な義務はないわけです。私はもうあと4カ月の間にここまでは進めていきたいということ、議会が私たちを、例えばですよ、しても進めていかれるときに、議会はみずからね、議会はあくまで報告してもらって、それをチェックし、監視していくというのも一つ大きいですよ。
- それから、さっきも言いましたように、議会が執行部に求めて、これをいろいろ調べて報告してください、あるいはこういうことを調査してくださいとって向こうの権限の中でさせる必要がありますね。だから、そういうことについて、今までどうしてきたというのはいろいろあるけども、議会がこの問題を、そういう権能をどういうふうに考えているかということをおうはしていただきたい。だから、そんなことはありませんと言っても、法律上できるわけですから。
- 棕田委員。
- ◆棕田昇一 委員 法律上は確かにそうなのでしょう。だからこそ、市長も議会もちゃんと政治的判断あるいは良識的判断をしていくということが大事なわけですし、そういう意味でいいますと、ただ、委員長が懸念されるようなことが可能性としてあるからね、いや、だからこそ、この請願はこれ以上進めずに凍結してほしいと、こういう請願なわけですよ。
- ですから、もしこの請願が議会で採択をされれば、市長はそれを踏まえて当然政治的な判断をされなければならないでしょうし、しかし、それでもなお委員長が懸念されるような事態が進んでいくとすれば、当然議会としては執行部の出席と、その報告を求めて、当然ここで議論していくと、それだけのことじゃないでしょうか。これを請願したらそれらができないということとは全然違うのじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。
- ◆中西照典 委員長 私の判断は、これはあくまでもこの委員会がするなど言っているわけですか

らね、するなということは無視して進めたことに対して、もう一回出てこいってなかなか、その辺のつづくりが言えるのだろうかというのも私の判断です。椋田委員はできるのだろうかということ。

ちょっとごめんなさい、じゃあ、有松委員。

◆有松数紀 委員 難しい話になりよりますんでね、とにかく我々委員会の審査の結果がどうだという話は仮定の話で、ちょっと置いておきたいと思います。ややこしゅうなってくるような気がします。

それで、伊藤委員が私に言われた部分、市長が決まるまでという分ね、とめてもらって、その間は我々議員でも議論をしていけばいいじゃないかということを言われましたけども、まさにそのことが提案権の侵害だと言っているのですよね、私は。執行部は執行部としていろんな情報をそろえてきて、これが一番市民のためにはふさわしい庁舎のあり方ですよということを提案しようとしているわけですよ、少しずつね、素案という中からまた基本設計というか、そういった案を取ったようなことに進めていきたいという中で、特別委員会にも情報提供し、パブリックコメントを求め。ですから、執行部が進める進め方と、我々は議決権を持っておるわけですからね。だから執行部が我々の意に沿わないものを提案してきても、否決する権限を我々は持っているわけですから、執行部の提案権を侵害するようなこういう請願はね、我々は認めるわけにはいかないと、議会としては。そういうふうに言っているのです。

出されたこの4案というのは、かけ離れたものではないでしょう。今までの議論の中でいろんな話が出てきた中を、パターンとして、そして積算根拠にしても、イニシャルコスト、ランニングコストにしても、ある程度の数字を基礎データとして、係数として掛けたものを全て出しているわけですから、大体の比較を、市民の方にも我々にも比較しやすいものを出しているわけですから、この中の4案の中で、1案じゃないですよ、4案の中で特別委員会として何がふさわしいのか、近いものはどういうことなのかということ議論していくことは、我々に課せられた責務ではないかということ言っているのです。それを棚に上げて、新しい市長が決まるまで待つというようなことは、議論の、特別委員会の我々の役どころかということ言っているのですよね、私はですよ。だから、この請願は認めるわけにはいかないと。我々は日々出てきた資料に対して、特別委員会として、議会として何がふさわしいのかというのを市民に示すことを急ぐべきだということ言っているのです。4月まで待つ必要はない。待ってられないのです。それが喫緊の課題だということなのです。わかりますか。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 有松委員の言われることもよくわかります、言われとることは。ただ、11月の8日に素案を出されて、そして、いや、半月後には不出馬と。いえばね、私、この間も質疑をやって、さっきも言ったのだけど、市長の職責を担うだけの資質はないという判断をしたと言いましたけど、やはりね、市庁舎問題については、市長は次の新しい市長に判断を委ねたいと記者会見でもおっしゃっておられる。そうであるならね、私は市長が余り積極的にやられるということはいかがなものかと。もう市庁舎問題については新しいリーダーに判断をお任せしますということをおっしゃっているわけだから、やっぱりそれなりの政治家としての判断という

のが私は当然あってしかるべきだと思いますし、我々議会は議会の意思としてこの請願を審議すればいい話であって、余り法的な根拠に基づいて市長がどうのこうのというところで考えなくても私はいいのではないか。やはりそういう市長に対して、今までのやってこられた言動と照らし合わせて、やはり言うべきことは言うという部分があって私は当然だというふうに思っています。

◆中西照典 委員長 じゃあ、下村委員。

◆下村佳弘 委員 私は、その提案権の侵害のおそれがあるということは、そういうふうに思うわけですけども、これが、お話をするとということになると、市長が退陣されるというのがわかった途端に今までやっている話が進まなかったり、事業がとまるおそれがあるということですよ、当然。そんなことを執行部にさせてはならない、行政のほうにさせてはならないというふうに思いますし、今ずっと、さっき継続性の話がありましたけども、やっているような事業、これをとまる可能性があるということで萎縮させるような、そういうようなことを僕はやるべきじゃないというふうに思いますね。今までの経過は経過として、議論があって今になっているということは当然理解するわけですし、そのことを踏まえた上でも、やっぱりそういうふうに思いますね。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 もう一度この請願の文面にちょっと立ち返って、2つ、この文章の指摘をさせていただきたいと思うのですが、まず請願の趣旨の中に、市長が出馬を断念したことで、一切の責任ある立場に立つことを放棄されたものにほかならないと、これが一つ。しかしながら、請願理由の4行目には、ところが、竹内市長は全体構想素案推進のために任期いっぱい力を注ぐとしておられますと。要するにこの提出者の方も、市長が全体構想推進のために任期いっぱい力を注ぐということは理解をされているわけで、そう考えると、請願趣旨の一切の責任ある立場に立つことを放棄されたものという、ここの整合性というのは少しちょっと文面上、私はどうなのかなというふうなことが一つ。

それから、もう一つは、その下に市庁舎整備が選挙戦でも大きな争点の一つとなることは間違いないと断言をされているわけですけども、この3次の特別委員会が終わった後、住民投票を踏まえた議会の判断もろもろ、中央大学の論文が発表されました。その中には、この庁舎整備というものは、その多数によって決まるものではない。そうであるならば、例えば障がい者の方であるとか、本当に少数の市民の意見というものが反映されないというようなことが懸念されるということがあった。ということから考えれば、この市庁舎整備というものは選挙戦の争点になるべき問題ではないということなのです。ですから、ここの請願の文面にあるようなこと、整合性であるとか、市長選の争点にするとか、そういうことではないというふうにも私は思いますし……。

◆中西照典 委員長 まとめてください。

◆桑田達也 委員 ええ。ですから、この文面審査ということから考えれば、少し私は矛盾を感じるし、これまでの客観的なそういうふうな、例えば中央大学の論文にも照らし合わせると、少し違うのではないかなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 じゃあ、有松委員。

◆有松数紀 委員 下村委員が言われた部分に関してですけども、執行部を萎縮させるようなこういった請願内容は認められないというような発言をされたと思います。そうであるならば、継続審査というようなことにはならないと私は思いますけども、継続審査という意味合いがよくわからない。改めてもう少し下村委員が言われた、その継続審査の意味は何なのか。ちょっと話が前後するかもしれませんが、そうであるなら私は不採択だと思いますけど。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 審査、継続審査というか、審査しないということですね、僕が言っているのは。それから、委員長が採決をされると言われれば、おのずから態度決定はするということです。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 我々は審査する立場ですから、審査しないというようなことはちょっと考えられないのですよね。これ、おろすことを促すというのであれば、取り下げを促すということであればわかりますけども、審査しないということは、継続審査、いずれは審査という前提があつての話だと私は思ったのですけど、そこら辺がよくわからないのですよね。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 私、最初の発言で言いましたように、できれば取り下げていただきたいというふうに申し上げたはずです。

◆中西照典 委員長 じゃあ、橋尾委員、先ほど手が挙がりました。

◆橋尾泰博 委員 前々回の委員会でしたかいね、委員長の口から、今は現実の問題として選挙モードみたいなお話が2度ほどあったのですが、さっき桑田氏がおっしゃった、2つ問題点を上げられて指摘されたのですけれども、これは、やはり市長の現在置かれている立場、それとされている発言、これのつじつまが合わない、その部分でこういう表現になっておるのだろうというふうに私は思っております。

私もさっきも申し上げましたけれども、やはり政治家としてとられる判断というのは、今のようによく本当に委ねるとおっしゃった市長が、任期いっぱい、力いっぱいこの新築移転案、整備1案ですか、これを市民に御理解いただくように努力すると。やはり言われていることと自分の立場との整合性が余りにもなさ過ぎる。私はこの点を市長にもっとやっぱり胸に手を当ててよく考えていただきたいと、そういう思いがありましてね、私はこの文面を読ませていただいて、言われておられる趣旨というのは了としておると、賛成の立場で発言をしております。

◆中西照典 委員長 1点だけ、じゃあ、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の橋尾委員の御発言ですけども、私は、市長の発言につじつまが合うとか合わないとか、先ほど来から断片的な判断というのは議会ですべきではないというふうに思っておりますけども、どうなのでしょうね、市長が出馬を断念したということが出たから、出ないから、私たちのこの委員会がそれに左右されてしまうという考え方というのはどうなのでしょう、橋尾委員も1期からずっと4期まで、この特別委員会で庁舎問題をずっと議論を重ねてこられたわけですけども、その議会がずっと積み上げてきた議論が、市長の出馬断念という表明一つで、市民の市民生活に係るこの庁舎問題の推進ということが凍結をされたり、場合によ

ては、また一から議論をしなくてはいけないとか、そういったことというのは本当にあり得るのでしょうか。

◆**中西照典 委員長** 本論から少し、どうしてもずれていきますね。これは今までのいろいろな中で、どうしてもしょうがない部分はあります。

そうですね、ここで、まず先ほど、ちょっと一応皆さんの意見が出ましたので、ここで表決をしていきたいと思えますけども……。

どうぞ、椋田委員。

◆**椋田昇一 委員** さっき有松委員がおっしゃられた、4案あるのだから、これをもとにして云々という御発言にかかわってなんですけど、私は住民投票の前に執行部、市長がこういう4つの案のたたき台を出されてということであれば、それは大いに議論になったと思うし、すべきだったと思うのですよ。だけど、住民投票でああいう結果が出て以降の今日の状況からいうと、それは成り立たないではないかと思っているのです。ただし、ここは意見が合わないところ、意見の食い違うところなんでね、食い違うところなので、だからこそ、これだけ争点になっているから凍結をとというのが請願の趣旨だというふうに思います。それだけ発言しておきたいと思えます。

◆**中西照典 委員長** では……。

じゃあ、有松委員。

◆**有松数紀 委員** 今、表決という話が出ました。継続審査という話も出ましたし、取り下げという言葉も出ました。例えば取り下げという話を委員会として了とするのであれば、その後の日程というか、そういった部分はどのようなスケジュールになるのか、改めてちょっとお聞きしておきたいと思えます。

◆**中西照典 委員長** その日程は、ちょっと今ないですね。ないですという言い方はおかしいですけども、その結論が出て、直ちにそのことが皆さんの意見として一致すれば、そのことに向かって進めざるを得ないと思えます。それはどんな場合でも、請願者に対して理由を話して取り下げさせていただく場合の方法と僕は何ら変わらないと思っております。もしもそう出ればね。ただ、時間的に言うと、どういうふうになるかというのを今ここで明言はできませんね。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私が聞きたいのは、休会中に取り下げの部分を委員長が請願者に伝えるということでしょうけども、それに応えられるかどうかはわかりません。例えば応えられて取り下げをするというふうに言われた場合、その後の委員会の開催はいつごろになるのか、次回の2月定例会の中になるのか、それとも休会中にそういったことを確認されるのか、そういった流れをお聞きしているのですね。

◆**中西照典 委員長** はっきり言って、今未定です。そういうことがあるかないかというより、そのこと、今言われたことがもしもですよ、なれば、それに対して誠実に委員長、副委員長の中で対応していくということしか、今ここでは答えられません。いいですか。

それで、それぞれの意見に割れましたし、これは今までの特別委員会の性質上、なかなか皆さんの歩み寄りが見つからない部分もあります。これは間違いのないですね。まず今まで出された中

で、討論に入る前に継続審査等のそういう動議が出されるということがありますが、まず順番でいきます。一応これで皆さんの意見を、質疑、質問をこれで打ち切ります。よろしいですか。よろしいですか。

その後、では、先ほどいろいろありましたけども、こちらから動議が出ませんので、いわゆる継続の動議があったら出してください。

委員長から求めるのも変ですけども、それでは、理由を、じゃあもう一度お願いします。

◆**下村佳弘 委員** 継続審査で…（聞きとり不能）。

◆**中西照典 委員長** それでは、今、動議が出されました。

では、継続審査についてお諮りします。

平成25年請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

#### 挙手少数

◆**中西照典 委員長** 挙手少数であります。よって、平成25年請願第9号は、継続審査とすることは否決されました。

それでは、討論に入らせていただきます。

では、討論ございますでしょうか。討論の中でのことが理由になりますので、先ほど述べられたことと重複かもしれませんが、賛成、反対の討論をお願いします。

有松委員。

◆**有松数紀 委員** 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

請願の中身に関しては、新しい首長が決まるまでということに議論を凍結するよにということでもありますけども、庁舎整備のあり方については、どの方が首長になろうが何ら変わるものではないという中で、これまでの議論を踏まえて上がってきておるこの4案に対して、特別委員会は肅々と市民に対してどの案がいいのか、どの部分が不足なのか、こういった議論を少しでも進めていき、いち早く議会の考え方を執行部、市民に示すべきだということで、この請願に対しては反対をいたします。

◆**中西照典 委員長** 伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 私は、この請願に対して賛成の立場で討論を行います。

市長選挙で誰が市長になろうとも何ら方向性は変わらないということはある得ないと思いません。これは本当にわからないことだと思います。

それで、やっぱり市民の立場に立って、本当に市民の目線で考えた場合、私はこの請願で言われていることが、ここの委員会でのいろいろ議論の中でも言いましたが、やっぱり私はこれは本当に真っ当な、本当だな、そうだなと思うことが書かれてあると思いますので、これはぜひ採択に賛成していただきたいと思えます。

◆**中西照典 委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫 委員** 私は、反対の立場で申し述べます。

喫緊な課題であるこの庁舎問題、平成の32年3月までですよね、合併特例債の期限。その辺をそろそろ見ましても、ほとんどもうそういうストップとか、そういうことは全然、凍結というのはあり得ないという、今までの流れからして、議会の問題、特別委員会の問題、あらゆる

面からずっと、流れをずっと聞きましても喫緊の課題であると。とにかくこの4案をどんどんどんどん進めてもらって、推進本部、あらゆる面で住民のサービス、防災面、それからまちづくり、どんどんこの辺は市民が期待といいますか、もう待っていますので、喫緊の課題ですので、これは反対の立場で討論いたします。

◆中西照典 委員長 そのほか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 私は、賛成の立場で討論いたします。

まず、理由はこの請願にあるとおりであります。市庁舎の整備をしていかなければならないということについては、どなたが市長になられようと、これは当然変わらないことだと。しかし、その中身ややり方については、まさに新しい市長のもとにおいてどうなっていくのか、現段階で、ここで断言できるものはないと。そういう意味でいいますと、まさにもう4カ月後に新しい市長が、いずれにしても、どなたになろうとも決まっていくという中で、その新しい市長の提案権を縛るような既成事実の積み重ねはしないがいいと、こういうふうに思っております。以上です。

◆中西照典 委員長 そのほか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私は、先ほど意見の中で言わせていただきましたけども、賛成の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

いえば執行部側のトップであって鳥取市の市長である、その職務を来年の春までということで決断をされた。いえば予算等の権限一切、来年度以降、責任を果たす意思のない市長であります。今日までの混迷した鳥取市を二分するこの市庁舎問題であります。やはり何というのですかね……。

◆中西照典 委員長 結論だけでいいです、結論を言ってください。

◆橋尾泰博 委員 はい。これだけ市長と議会に大きな溝がある現状の中で、この請願が出る理由がよく理解できますし、この請願の書かれている文章を了として、賛成といたします。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 私は、じゃあ反対の立場で討論をいたしますが、この第4次まで続いてきた議会の特別委員会の議論、これを尊重するのであれば、私は、この請願については反対をせざるを得ません。市長の政治的な判断ということと、執行部と議会が両輪のごとく市民の市民生活のことを考えていくということは、当然ながらこれは違うことでありますから、私はこの請願には反対です。

◆中西照典 委員長 以上、よろしいですか。

では……。

◆橋尾泰博 委員 (聞きとり不能)

◆中西照典 委員長 橋尾委員、そういう言い方はやめてください。

では、これより平成25年請願9号、鳥取市庁舎整備に関する請願についての請願を採決します。

本請願の採択に賛成の方は挙手願います。

#### **挙手同数**

◆**中西照典 委員長** 可否同数でありました。よって、委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が平成25年請願第9号、鳥取市庁舎整備に関する請願に対する可否を裁決します。

委員長は、請願第9号について、不採択といたします。

それでは、不採択の理由の確認をさせていただきますが、これは委員長、副委員長に御一任願えますか。

先回は、議場に出る前に委員の方に理由を、ちょっと申しわけなかったですけども、通知していませんでしたので、この点は、今回は本会議の前に皆さんにお伝えしようと思います。よろしいでしょうか。

それでは、委員長、副委員長に一任していただいたということであります。

これをもちまして、市庁舎整備に関する調査特別委員会第16回を終了といたします。

**午後5時36分 閉会**